

静岡県告示第32号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年1月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 保安林予定森林の所在場所

浜松市天竜区青谷字大スダレ670の1、字西山737、741、字柳久保2594、天竜区両島字大杉158の1、159から162まで、字沢奥163の3、163の9、166、167、字ヲ、スダレ170から174まで、175の1、176の2、177の1、179から181まで、字弥之助坂269から271まで、字休度273、274、275の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）